

# ソビエト占領下ドイツにおける州政府の スポーツに関する諸規定 (1945-1949)

齋 學 淳 郎

## 1. 本稿の意図

本稿は、ソビエト占領下ドイツ (1945—1949) におけるスポーツ改革を究明するための基礎的研究である。ブランデンブルク、ザクセン、ザクセン・アンハルト、テューリンゲン、メクレンブルクで構成され、後のドイツ民主共和国 (以下東ドイツと略す) にほぼ継承されるこの地区は、ソビエト占領地区 (Sowjetische Besatzungszone、以下 SBZ と略す) と呼ばれた。第二次大戦後、ドイツを四つに分割占領したアメリカ、イギリス、フランス、ソビエト連合国の最高決定機関は、常設の四ヶ国外相会議であり、その下には連合管理理事会 (Allied Control Commission、以下 ACC と略す) が、さらにその下には各占領地区の軍政があった。SBZ の最高権力は、ソビエト軍政部 (Sowjetische Militäradministration in Deutschland、以下 SMAD と略す) が有していた<sup>1)</sup>。

SBZ におけるスポーツ改革に関する従来の研究の多くでは、占領下という特殊な状況やドイツ占領機構等を背景に、スポーツに関する法的規定としては、ACC や SMAD によって出された規定が重視されてきた<sup>2)</sup>。

しかし、戦後ドイツの占領行政は占領当局によってのみなされたのではなく、ドイツ人も行政に積極的に関与していた<sup>3)</sup>。SBZ におけるスポーツ改革を究明する際にもドイツ側行政によるスポーツ政策という視点は重要と思われる。ドイツ側行政は占領権力のスポーツ政策にどの様に対応し、ナチス期に濫用され、また戦争によって荒廃したスポーツをどの様に再建しようとしたのであろうか。

本稿では中央政府不在の SBZ においてドイツ側の最高権力機関であった州政府に着目したい。この州政府のスポーツ政策を検討する際には、州政府のスポーツ政策主体の構造関係、各主体の意図及びその変化なども明らかにする必要があるが、本稿では先ず、東ドイツが建国した 1949 年 10 月 7 日以前に SBZ の各州政府によって出されたスポーツに関する諸規定について検討したい。それらの内容についてはザクセン州以外には明らかにされていないので<sup>4)</sup>、本稿では、ザクセン州以外の州政府によって出されたスポーツに関する諸規定の内容を各州政府の法令集を手懸かりに明らかにすること、そして、ザクセン州政府のものも含めてそれらを整理・検討することを課題としたい。

メクレンブルク州の諸規定が 1946 年以後しかみあたらないこと及びザクセン・アンハルト州では 1946 年まではザクセン州の諸規定が有効とされていたことなどから、各州の法令集に記載された諸規定の数や種類は異なるが、SBZ におけるスポーツ改革を究明するための一資料を提示できると考えられる。

## II. SBZにおける州政府と社会・スポーツの状況

州政府のスポーツに関係する諸規定の内容を理解するために、ここでは先行研究等を用い、SBZにおける州政府及び社会・スポーツの状況について若干触れておきたい。

SBZでは1945年6月9日に設置されたSMADが同年7月9日に指令第5号を発し、同地区5州の境界を設定するとともに、各自治機関の行政長官及び副長官を承認した。後に権力を有するドイツ共産党(Kommunistische Partei Deutschland、以下KPDと略す)は、この戦後最初の州行政に一人も首班を送り込むことはなかったが、全州で内務、経済を担当する第一副長官を獲得し、人事、警察を掌握することになった<sup>5)</sup>。

1946年10月20日にSBZ全州で州議会選挙が実施されたが、1946年4月22日、23日にKPDと社会民主党が合併して設立されたドイツ社会主義統一党(Sozialistische Einheitspartei Deutschland、以下SEDと略す)にとってその選挙結果は満足のものではなかった。SEDはザクセン、テューリンゲン、メクレンブルクでは自由民主党、キリスト教民主同盟を合わせたより僅かに多くの票を獲得したものの、ザクセン・アンハルトとブランデンブルクでは後の両党がSEDを大きくリードしたのである。その後SBZ全州に州行政が成立し州憲法が制定された。各州の首相には州行政長官が横滑りし、第一副長官には全員内務大臣が就任した。ザクセン・アンハルトとブランデンブルクの議会ではSEDは過半数に達していなかったのに、SMADの力添えで州政府の最重要のポストを占めることができたのである<sup>6)</sup>。

また、ドイツの地方分権化は連合国の合意事項の一つであった。SMADは1945年10月に5州に法律制定権を付与し、それ以前に出されていた法令についてもその効力を追認した。ブランデンブルク、ザクセン・アンハルトの2州についてはプロイセンの解体が確認された後1947年7月に他3州と国内法上完全に同格となった。しかし、SBZはアメリカ、イギリス、フランス西側3地区と異なり、行政権限の力点が州レベルから次第にはっきりと中央へ移行し、州の連邦主義は形式上存在したが殆ど作用しなかったとされている<sup>7)</sup>。

SBZにおいて戦争の被害はスポーツ分野でも著しいものがあった。スポーツに関わる多くの人が亡くなり、施設や用具の多くは破壊されるか、他の目的で使用されていた<sup>8)</sup>。

さらに、戦後SBZにおけるスポーツの

図1 占領軍統治下のドイツ諸州(1945-1949)



出典：H. Dollinger u. Th. Vogelsang (Hrsg.), Deutschland unter den Besatzungsmächten 1945-1949, München 1967

発展は、主にポツダム協定や 1945 年から 1946 年に出された ACC 及び SMAD の諸規定によって規定された。ACC のスポーツに関する主な規定は、スポーツの非ナチ化（スポーツにかかわるナチス期の諸法令の破棄、諸組織、団体の禁止・解散、関係者の排除）、そして非軍事化（軍事的訓練、プロパガンダ、活動の禁止、関連する組織・団体・施設の活動、設立の禁止、用具の制限）であり、解散される組織については財産の差し押さえを規定した。他方、SMAD のスポーツに関する規定は禁止・解散されるスポーツ諸組織・団体の財産の差し押さえに関するものが主であった。このように統制的側面が多い中で、1945 年 12 月 17 日に出された ACC 訓令第 23 号は、条件付きであるが地域的性格の非軍事的なスポーツ組織の存在を認めていた<sup>9)</sup>。

このような状況下で始まった SBZ におけるスポーツの再建は、当初元労働者スポーツ連盟のメンバーや国家社会主義体育連盟 (NS-Reichsbund für Leibesübungen、以下 NSRL と略す) のフェラインに属していた反ファシズムを志向するメンバーなど多様な考えを持つ者が参加した。これらのスポーツグループは、自治体のスポーツ局、青年局、体育局や反ファシズム青少年委員会と結び付いていった<sup>10)</sup>。

SMAD や SED のスポーツへの関与は当初からあったとされる。西側 3 地区と異なり、1945 年 7 月末という早い時期に戦前までのドイツスポーツの核とも言えるスポーツフェラインの禁止という措置を明確に打ち出した SMAD は、自治体に属する反ファシズム青少年委員会の、また自由ドイツ青年同盟 (Freie Deutsche Jugend、以下 FDJ と略す) のスポーツ部設立以後は FDJ のスポーツを助成しようとしたのである<sup>11)</sup>。FDJ は 1946 年 3 月超党派の大衆団体として設立されたが、実際には KPD が圧倒的な影響力を持ち、他の大衆団体と同様、KPD の後継政党である SED の賛助団体となった。

冷戦の激化とともに、1948 年になると SMAD のスポーツへの関与はさらに強まる。同年 5 月 SMAD は SED の指導部に党の規律の強化とともに、大衆団体の指導強化などを求め、スポーツ分野ではその指導を FDJ に委ねることを通知したのである<sup>12)</sup>。しかし、FDJ にスポーツの全責任を委ねることについては SED の内外にも反対があったので、同年 8 月 FDJ 中央委員会議長と自由ドイツ労働組合同盟幹部会議長はすべての州と多くの郡にスポーツ委員会を設立することを呼びかけ、同年 10 月それらを統轄するドイツスポーツ委員会及び州・郡スポーツ委員会が設立された。

このように SMAD や SED のスポーツへの干渉があったにもかかわらず、SED の権限が絶対ではなかったこの時期には、スポーツ政策に関する SED のイニシアチブの相違などによって SBZ5 州のスポーツの発展には相違があったことや、SED のスポーツ政策に批判的勢力も存在したことなどは先行研究によって既に指摘されている。例えば、5 州の中で最も早く 1946 年 3 月にスポーツの指導が FDJ に委ねられたメクレンブルク州においても古くからのスポーツマン達はこのような方向性に幾分否定的であり、また、ザクセン州のキリスト教民主同盟の党员はスポーツフェラインの設立を東ドイツが建国した 1949 年まで要求し続けるなど、SED の主導するスポーツ政策に批判的であった<sup>13)</sup>。

### III. テューリンゲン、ブランデンブルク、ザクセン・アンハルト、メクレンブルク各州政府のスポーツに関する諸規定の内容

ザクセン州のスポーツに関する諸規定については別稿において既に触れたが、他州との類似、相違を検討するために重要と考えられるのでここでも述べておきたい。

ザクセン州法令集において、スポーツに関する最初のザクセン州の規定は1945年9月6日の行政廢正に関する命令<sup>14)</sup>のように思われる。同命令はザクセン州の行政諸局からのナチスの排除を規定した<sup>15)</sup>。ACCやSMAD以前にナチス期のスポーツ統轄団体であったNSRL関係者とともに、ナチス期のスポーツにも重要な役割を果たした突撃隊(Schutzstaffeln、以下SSと略す)、親衛隊(Sturmabteilungen、以下SAと略す)、ヒトラー・ユージェント(Hitler-Jugend、以下HJと略す)の関係者を排除すべき積極的なナチスとして明確に位置づけていることが特徴的である<sup>16)</sup>。ナチス期にはナチスの政治目標に奉仕することになったNSRLと並んで、多くのナチス組織が国民の身体育成に努めた。ナチスのSA、SS、HJなどがそれにあたる。ナチスは1933年の時点で政治的に強大化したSSを武装解除し、党の奉仕的な事業団体に再編するとともに、戦闘的な右翼団体や国粹主義的な退役軍人の組織する鉄兜団をそこに糾合し、二百万の構成員を擁する団体をつくりあげた。その際SSが重視した活動の一つが一般大衆への「準軍事的スポーツ」ないしは「国防スポーツ」の奨励であった。

翌9月7日には反ファシズム青少年委員会設立に関する命令<sup>17)</sup>が出された。同命令の中では、ナチズムが支配した12年間、「来るべき侵略戦争のために、青少年が精神的にも、また、国防スポーツや野外演習によって身体的にも訓練されていた」<sup>18)</sup>ことが批判され、青少年からナチス的、軍国主義的思考を根絶することが第一の課題とされた<sup>19)</sup>。同命令の中で、スポーツは、演劇やダンスなどとともに、「真の生活の喜びを青少年に享受させることに役立つ」<sup>20)</sup>ものと肯定的な評価がなされている。そして、ソビエト当局の同意を得て、地方長官、郡長、市長管轄の教育局に青少年委員会専門の部局を設置すること、青少年活動に必要なスポーツ用具・施設を利用させることなどが定められている<sup>21)</sup>。その他、すでに存在する青少年委員会を命令や実施規定によって改組することやすべての他の政治的、スポーツ的な青少年組織はソビエト当局の命令によって禁止されているので、それらが存在する時、解散することなども同命令は定めた<sup>22)</sup>。

同日、青少年委員会設置命令に関する実施規定<sup>23)</sup>が出された。同規定では、青少年委員会の専門委員は、「青少年活動の経験があるものでなければならず、さらにできれば1933年以前に反ファシズム青少年運動に従事したものが望ましい」<sup>24)</sup>と規定された。青少年委員会は六つの部門(青少年指導者、少女代表者、文化担当者、反ファシズム宣伝活動担当者、企業活動・労働配置担当者、スポーツ担当者)で構成されることとされ、スポーツ担当者は、「青少年のスポーツ活動を組織し、その際いわゆる国防スポーツに類さないものを行うことに留意する」<sup>25)</sup>ことなどが定められている。また、同規定では、「青少年スポーツは幅広い階層の青少年を反ファシズムの青少年活動に獲得することに役立つもの」<sup>26)</sup>とされ、サッカー、バレーボール、体操、卓球・テニス、水泳、ボート、冬季スポーツ等の個々のスポーツ種目で練習時間を定め、スポーツ競技会の準備に取りかかるべきとされている<sup>27)</sup>。

翌 1946 年 1 月 21 日の学校矯正命令に関する第二実施規定<sup>29)</sup>では、教育部門の課題としてスポーツ大会の開催等があげられている<sup>29)</sup>。

同年 5 月 22 日にはフェライン等の再調整<sup>30)</sup>に関する命令が出された。その中ではすべてのフェラインの解散が指示された他、解散されたフェラインの財産の差し押さえやその受託者などが定められた<sup>30)</sup>。

1948 年 5 月 17 日にはスポーツフィッシング組合などの解散に関する命令<sup>31)</sup>が出された。同命令はザクセン州に存在するスポーツフィッシング組合、スポーツフィッシング賃貸契約共同体、以前のフィッシングフェラインを直ちに解散することなどを規定した<sup>31)</sup>。同命令で重要と考えられるのは、同命令が、1945 年 12 月 17 日の ACC 訓令第 23 号に基づいたものであると記されていることである。上記でも若干触れた訓令第 23 号は、「ドイツにおけるスポーツの制限と非軍事化」と題され、戦後ドイツにおけるスポーツ改革に関する従来の研究が最も重視している規定の一つである。同訓令は、ドイツ降伏以前に存在したすべてのスポーツ的、競技的、軍事的、準軍事的競技組織（クラブ、連盟、施設、その他の施設）のすべての活動の禁止、及び遅くとも 1946 年 1 月 1 日までのそれらの解散、すべての軍事的、競技的組織の指導や継続の禁止（特に、飛行訓練、パラシュートによる降下、滑空、フェンシング、軍事的、準軍事的訓練や実演、火器による射撃などに適用）、すべての組織における軍事的及び軍事的性格の競技の練習の実施、及びその種の練習の指導の禁止などを規定する一方で、地域的性格の非軍事的なスポーツ組織の存在も認めていた。しかし、それらのスポーツ組織の新設もクライスレベルを越えないことが条件とされ、新設の認可権限は地区司令官に委ねられた<sup>34)</sup>。このことから 1945 年に発せられた ACC 訓令第 23 号が 1948 年 5 月のこの時点においてもなお有効であり、スポーツ活動する地域等が依然として強く制限されていたことが窺える<sup>35)</sup>。

また、1948 年 11 月 16 日にはスポーツ共同体登記に関する命令<sup>36)</sup>が出された。同命令は、解散されたスポーツフェライン (Sportverein) に代わって新しくつくられるスポーツ共同体 (Sportgemeinschaft) に関するもので、「同州においてつくられるスポーツ共同体は内務省に登録しなければならないこと」<sup>37)</sup>や、所定の申請書にそのスポーツ共同体の指導者、会員数、スポーツ種目 (種類) を明記しなければならないことなどを定めている<sup>38)</sup>。

以下では、ザクセン州以外の四つの州の政府によって出されたスポーツに関する諸規定の内容を州別にみていきたい。

## 1. テューリンゲン州のスポーツに関する諸規定

先ず、テューリンゲン州のスポーツに関する諸規定を通時的にみていきたい。

テューリンゲン州法令集において、スポーツに関する最初のテューリンゲン州の規定は 1945 年 7 月 23 日のナチ分子の公的機関からの排除に関する法律<sup>39)</sup>のように思われる。同法はテューリンゲン州の公的機関から排除する対象者として HJ、SS、SA を明記した<sup>40)</sup>。ザクセン州と同様 ACC や SMAD の諸規定に先立ちスポーツの非ナチ化が目指されているが、ザクセン州の規定とは異なり、同法には NSRL の関係者については明記されていない。同法の実施・遂行命令は 7 月 25 日に出されている<sup>41)</sup>。

同年 10 月 9 日にはナチス諸財産の没収及び差し押さえに関する法律<sup>42)</sup>が出された。同法は SMAD 最高司令官の命令 (日付、内容不明) に基づいて、SS、HJ、SA 関係者の財産を没収、

差し押さえることなどを定めている<sup>43)</sup>。

また、同年11月20日には、SMAD最高司令官指令第124号及び第126号の実施命令<sup>44)</sup>が出され、二つの指令で定められた財産の差し押さえを11月中に徹底して遂行することが指示された<sup>45)</sup>。この指令第124号は同年10月30日に出され、SMADによって禁止、解散された協会、クラブ、連盟などの財産の差し押さえ等を指示したものであり、翌10月31日に出された指令第126号は、ナチス、その諸機関、それと結び付いた諸連盟の財産はソビエト軍によって差し押さえられることを規定し、そのリストにはNSRLを明記していた<sup>46)</sup>。

1948年7月23日に出された青少年局の設立と課題に関する法律<sup>47)</sup>では、すべてのクライスと都市の教育局に青少年局を設置することが定められるとともに、その課題の一つに青少年スポーツ、青少年のヴェンデルン、ユースホステルの援助と監視が定められた<sup>48)</sup>。同法は、教育機関の指導や青少年教育を一元化することなどを定めたSMAD最高司令官指令第156号(1947年6月20日)との関連で出されたものであった。

同年12月1日にはスポーツ共同体登記に関する州警察命令<sup>49)</sup>が出された。この内容は、同年11月16日にザクセン州で出されたスポーツ共同体登記に関する命令の内容とほぼ同じものである<sup>50)</sup>。

1949年1月28日には上述の青少年局の設立と課題に関する法律の実施命令<sup>51)</sup>が出された。その中では、自治体の教育機関の課題として、スポーツ施設、ユースホステルの設置、保持の際の協力が定められるとともに、FDJの地域グループとFDJの児童機関として1948年12月13日に設立されたユング・ピオニールを州として助成することも定めている<sup>52)</sup>。

## 2. ブランデンブルク州のスポーツに関する諸規定

次にブランデンブルク州のスポーツに関する諸規定を通時的にみていきたい。

ブランデンブルク州法令集において、スポーツに関する最初のブランデンブルク州の規定は1945年8月20日の青少年局の青少年委員会<sup>53)</sup>という布告のように思われる。この中では、青少年局に青少年委員会が設置されることその他、青少年団体はスポーツ的なものも含めてすべて禁止されることが定められている<sup>54)</sup>。この禁止は、ザクセン州(同年9月7日)とともに、SBZにおいて時期的にはかなり早いものである。

同年10月20日にはナチス諸法令の廃棄<sup>55)</sup>が、ナチス諸法令の廃棄を定めたSMAD最高司令官指令第66号(1945年9月17日)、同指令第79号(同年9月29日)に基づいて出された。その廃棄するリストの中には、1936年に定められたHJ法も明記されている<sup>56)</sup>。ナチス期にはこのHJ法によって、ドイツに数多く存在した青少年団体はHJに吸収されるか解散したり非合法になるしかなかったのである。

また同月24日には、ナチス諸組織の解散に関するSMAD最高司令官指令第80号(1945年9月17日)及びACC法令第2号(1945年10月10日)の関連で、ナチ諸組織の解散<sup>57)</sup>が州政府によって命じられた。それには解散すべき団体を載せた法令第2号のリストが付記されたが、その第43項目にはNSRLが明記されている<sup>58)</sup>。

翌1946年8月26日には、水上スポーツに関する布告<sup>59)</sup>が出され、漁業との関連でその練習上の注意が指示されている<sup>60)</sup>。

同年12月9日には、1946年1月12日のACC訓令第24号の実施<sup>61)</sup>が通達された<sup>62)</sup>。ACC

訓令第 24 号は、活動的なそして名目的な者以外のすべてのナチス党員を公職及び半公職から追放することを指示した。この第 10 項目「強制追放・排除カテゴリー」に NSRL が明記されたことによって、如何なる時代にあっても NSRL の役職にあった者はすべての公職、半公職、私的企業の責任ある地位から排除されることになった<sup>65)</sup>。

1948 年 1 月 15 日に出された青少年局の設立と課題に関する法律<sup>66)</sup>は、SMAD 最高司令官指令第 225 号 (1946 年 7 月 26 日) と同指令 156 号 (1947 年 6 月 20 日) を実施し、すべての青少年に関する業務を統一的に取り扱うことを目的としたものであったが、その中では、クライス及び都市の青少年局の課題として、青少年スポーツ、ヴァンデルンの助成と監視などが定められている<sup>65)</sup>。

翌 1949 年 1 月 15 日のクライスにおける地域レクリエーション実施に関する基本方針<sup>66)</sup>では、教育局の青少年助成の課題の一つとして、地域レクリエーションの実施が定められ、児童・青少年のために、遊戯、スポーツ、ジムナスティックを実施することなどが定められた<sup>67)</sup>。

同年 2 月 22 日の芸術グループなどに関する布告<sup>68)</sup>では、同年 1 月 22 日の諸団体の民主的大衆団体への移管に関する命令を実施することが定められている<sup>69)</sup>。同命令では地域に存在するヴァンデルンのグループを FDJ に組み入れることなどが規定されている<sup>70)</sup>。

### 3. ザクセン・アンハルト州のスポーツに関する諸規定

ザクセン・アンハルト州が州に昇格したのは 1947 年 3 月 19 日であり、1946 年末までは、ザクセン州の諸法令が有効であった。以下では、1947 年以後のザクセン・アンハルト州のスポーツに関する諸規定を通時的にみていきたい。

1947 年以後のザクセン・アンハルト州法令集において、スポーツに関する最初の規定は、1947 年 3 月 19 日の 1919 年以後に生まれた者の非ナチ化に関する法律<sup>71)</sup>と思われる。同法では 1919 年以後に生まれたナチス関係者について、その政治的、経済的生活の同権等を保障する旨が通知されたが、SA や HJ 関係者の一部についてはその例外と規定された<sup>72)</sup>。

同年 6 月 13 日の水上スポーツに関する警察命令<sup>73)</sup>では、水上スポーツに関する用具の登記などが定められている<sup>74)</sup>。

また、同年 10 月 7 日には、州内務省が布告<sup>75)</sup>を発し、ACC 訓令第 24 号、同訓令第 38 号に関連する SMAD 最高司令官指令第 201 号に基づいて、非ナチ化の実施を通告した<sup>76)</sup>。1946 年 10 月 12 日に発せられた ACC 訓令第 38 号では、戦争犯罪人、軍国主義者、ナチスの逮捕、処罰が具体的に規定され、NSRL の指導者やすべてのスポーツ領域の指導者は重罪の対象として、すべての役職にあった者及び重罪のグループに属さない者は有罪の対象者として入念に検査することを定めていた<sup>77)</sup>。1947 年 8 月 16 日の SMAD 最高司令官指令第 201 号は、上述の ACC 訓令第 24 号及び第 38 号の適用に関する規定である<sup>78)</sup>。

1948 年 2 月 5 日には青少年局の教育機関への移管に関する命令<sup>79)</sup>が出され、SMAD 最高司令官指令第 156 号に基づいて、青少年局を教育局に移管することなどが定められた<sup>80)</sup>。1947 年 6 月 20 日に発せられた指令第 156 号は、教育機関の指導や青少年教育を一元化するために、青少年委員会の所轄を社会局から教育局に移管することなどを定めていた<sup>81)</sup>。

翌 1949 年 1 月 28 日にはスポーツ共同体登記に関する警察命令<sup>82)</sup>が出された。この内容は、上述したスポーツ共同体登記に関するザクセン州の命令 (1948 年 11 月 16 日)、テューリング

ン州の命令（1948年12月1日）の内容とほぼ同じである<sup>83)</sup>。

同年5月14日には、上述した青少年局の教育機関への移管に関する命令の第一実施規定<sup>84)</sup>及び第二実施規定<sup>85)</sup>が出された。第一実施規定では、青少年助成部門の課題の一つとして、青少年スポーツ、青少年のヴァンデルン、ユースホステルの援助と管理が定められ<sup>86)</sup>、第二実施規定では、自治体の教育機関の課題として、スポーツ施設、ユースホステルの設置、保持の際の協力の他、FDJの地域グループ及びユンゲ・ピオニールの州としての助成などが定められている<sup>87)</sup>。第二実施規定のスポーツに関する事項は1949年1月28日のチューリングゲン州の命令のものと類似している。

#### 4. メクレンブルク州のスポーツに関する諸規定

メクレンブルク州のスポーツに関する規定は、以上の4州と比べて非常に少ない。メクレンブルク州の諸規定が1946年からしかみられないことも関係すると思われるが、その明確な理由については不明である。以下ではメクレンブルク州のスポーツに関する諸規定を通時的にみていきたい。

メクレンブルク州法令集において、スポーツに関する最初の規定は、1946年6月19日のACC法令第23号の実施に関する命令<sup>88)</sup>と思われる。同命令では、ドイツにおける軍事施設（飛行艇基地、射撃・訓練施設を含む）の使用の禁止を定めたACC法令第23号（1946年4月10日）を遂行することが定められた<sup>89)</sup>。

同年8月16日にはSMAD最高司令官指令第124号、第126号に基づき、法令第4号<sup>90)</sup>が出され、ファシストや戦争犯罪者の財産を一時的に州に移管することなどが定められている<sup>91)</sup>。

翌1947年2月21日の法令第4号の第一実施命令<sup>92)</sup>では、その実施を州首相と内務省の管轄下で遂行することなどが定められている<sup>93)</sup>。

メクレンブルク州の法令集からは上記の諸規定の実施状況が窺える。例えば、翌1948年4月30日には、上記法令第4号と同法第一実施命令に基づいて、ヴィスマールの射撃関係のフェラインが財産を州に没収され、解散されている<sup>94)</sup>。

1949年1月15日には、スポーツ共同体登記に関する命令<sup>95)</sup>が出された。この内容は、ザクセン州（1948年11月16日）、チューリングゲン州（1948年12月1日）、ザクセン・アンハルト州（1949年1月28日）の内容とほぼ同じである<sup>96)</sup>。

### IV. 各州政府のスポーツに関する諸規定の時期、数、定められた事項

以上では各州のスポーツに関する諸規定を州別に通時的に明らかにした。重複する箇所もあるが、以下ではそれら諸規定の出された時期、数、定められた事項をもう一度整理、検討したい。

#### 1. スポーツに関する諸規定が出された時期と数

スポーツに関する諸規定が出された時期は、チューリングゲン州が1945年7月23日と最も早い。しかし、このことについては、メクレンブルク州の諸規定が1946年からしかみられないことに留意する必要がある。



各州のスポーツに関する諸規定の数は、ザクセン州6、チューリンゲン州7、ブランデンブルク州8、ザクセン・アンハルト州6、メクレンブルク州4であった。このことについては先にも述べたようにザクセン・アンハルト州では、1946年以前ザクセン州の諸規定が有効であったこと、及び上記のメクレンブルク州のことに留意しなければならない。

## 2. 各州政府のスポーツに関する諸規定によって定められた事項

### 1) ナチス期のスポーツの清算、排除

SBZ 諸州のスポーツに関する諸法規で多くを占めるのはナチス期のスポーツの清算、排除に関する規定である。

#### ① スポーツ関係者の逮捕・処罰及び公職追放

非ナチ化は、非軍事化、非カルテル化、民主化とともに連合国の対ドイツ占領政策の中心部分をなしていた。SBZにおいて1948年3月までに公務や私企業の要職から追放された「ナチ犯罪人」・「積極的ナチス」は、52万734人に達する<sup>97)</sup>。連合国はスポーツ界においてもスポーツの再建と指導からナチスを排除するという意図のもと、スポーツの政治的浄化＝非ナチ化政策を遂行した。このためにACCは法令第2号(1945年10月10日)、法令第10号(1945年12月20日)、訓令第24号(1946年1月12日)、訓令第38号(1946年10月12日)を発し、SMADは最高司令官指令第201号(1947年8月16日)を発した。

このスポーツ関係者の公職追放などについては、チューリンゲン、ザクセン、ブランデンブルク、ザクセン・アンハルト各州がそれを定めていた。これらの州では戦前ナチスと結びつきを持ち、ナチス期のスポーツに大きな役割を果たしたNSRL、HJ、SS、SA等の関係者を主にACC訓令第24号及び第38号、SMAD最高司令官指令第201号に基づいて処罰し、公的機関から排除しようとする動きが窺える。また、チューリンゲン州やザクセン州ではACCやSMADの諸規定に先立ちスポーツの非ナチ化が目標されていることも特徴的である。

#### ② スポーツ組織の活動の禁止、解散、財産の差し押さえ

上述の非ナチ化の問題とも重複するが、ACCは声明第2号(1945年9月20日)、法令第2号(1945年10月10日)、法令第8号(1945年11月30日)、訓令第23号(1945年12月17日)、法令第34号(1946年8月20日)によって、ドイツのスポーツ組織に対し、活動の禁止、解散、財産の差し押さえ等の措置を講じ、SMADは、1945年7月31日の指令<sup>98)</sup>、最高司令官指令第80号(1945年9月29日)、同指令第124号(1945年10月30日)、同指令第126号(1945年10月31日)などによってスポーツ組織の解散、財産の差し押さえなどに関する措置を講じていた。

このスポーツ組織の活動の禁止、解散、財産の差し押さえについては、全州がそれを定めている。それらは大きくは、1) ナチス期のスポーツに大きな役割を果たしたNSRL、SS、SA、HJ関係の組織(全州)、2) ドイツに伝統的なフェラインそのもの(ザクセン州)、3) スポーツにかかわる青少年組織(ザクセン州、ブランデンブルク州)に区分される。主にSMADの諸規定に基づいて、スポーツに関連する組織の活動の禁止、解散、財産の差し押さえを実施しようとする動きがSBZ全州で窺えるが、諸州の相違については今後検討が必要となる。

#### ③ 軍事的スポーツ施設の使用の禁止

スポーツの非軍事化については、ACCは、声明第2号(1945年9月20日)、法令第2号

(1945年10月10日)、法令8号(1945年11月30日)、訓令第23号(1945年12月17日)、法令第23号(1946年4月10日)、法令第34号(1946年8月20日)などによって、軍事的訓練、軍事的プロパガンダ、軍事的活動の禁止、それら組織の解散などを定めていた。メクレンブルク州は、1946年軍事的なスポーツ施設(飛行艇基地、射撃・訓練施設などを含む)の使用禁止を定めていたACC法令第23号の遂行を指示した。ACC法令第23号に基づく州法規がみられるのはメクレンブルク州のみである。

#### ④ HJ法の破棄

ブランデンブルク州は1945年10月20日、ナチス諸法令の廃棄を定めたSMAD最高司令官指令第66号(1945年9月17日)、同指令第79号(1945年9月29日)に基づいて、ナチス諸法令の廃棄を定めた。その廃棄するリストの中には、1936年に定められたHJ法も明記されている。先にも述べたがナチス期にはこのHJ法によって、ドイツに数多く存在した青少年団体はHJに吸収されるか解散したり非合法になるしかなかった。

#### 2) ザクセン州の早期からのスポーツの助成

SBZ諸州の中でもザクセン州が早期からスポーツの助成を定めていた。つまり、戦後間もなく反ファシズム青少年委員会によるスポーツの助成(青少年のスポーツ活動の組織、スポーツ競技会の準備等)を具体的に定めたのはザクセン州のみであり、また、1946年1月という早期に教育部門の課題としてスポーツ大会の開催などを定めていたのもザクセン州のみであった。

#### 3) 1948年以後の教育機関によるスポーツの助成とスポーツ施設等の設置・保持

1948年以後になると、教育機関によるスポーツの助成をチューリングゲン州(1948年7月、1949年1月)、ザクセン・アンハルト州(1949年5月)、ブランデンブルク州(1948年1月、1949年1月、2月)が定めた。その内容はスポーツ大会の開催、青少年スポーツ、ヴェンデルンの援助・管理、地域のレクリエーションの実施などである。特に、1949年1月のチューリングゲン州の規定と1949年5月のザクセン・アンハルト州の規定は類似している。これら3州の規定は、教育機関の指導や青少年教育を一元化するために出されたSMAD最高司令官指令第156号(1947年6月)に基づいて定められたものであることが特徴的である。

また、これらの州は、自治体の教育機関の課題として、スポーツ施設、ユースホステルの設置、保持等を定めている。

#### 4) フェライン及びスポーツ共同体の申請及び登記

1946年という早期にフェラインの再申請に関する法規を出していたのはザクセン州のみであった。しかし、同州法令集の社団法人登記簿等にはこの時期新設されたスポーツ関係のフェラインは見あたらない。

一方、解体されたスポーツフェラインに代わるスポーツ共同体の登記に関する法規については、各州内務省及び警察の主導の下、1948年11月から1949年1月にかけて、ブランデンブルクを除く4州でほぼ同じ時期に出されていることが特徴的である。このことは1948年10月SBZにおいてドイツスポーツ委員会及び州・郡スポーツ委員会が設立されたことなどとも関連すると考えられ、今後検討が必要である。

#### 5) 州としてのFDJの援助

チューリングゲン州とザクセン・アンハルト州はともに1949年に、SMAD最高司令官指令第

156号に基づく規定の中で、設立当初から KPD のかわりが大きかった FDJ とその児童機関 ユンゲ・ピオニールを州として援助することを定めている。また、同年ブランデンブルク州は地域に存在するヴァンデルンのグループを FDJ に組み込もうとしている。これらの州では SED のスポーツ分野での影響力の拡大が窺えるとともに、後年東ドイツにおいて問題とされた党と行政の一体化の問題が既にこの頃からこれらの規定の上にも現れ始めたように思われる。

#### 6) その他

以上の他には、水上スポーツの練習上の注意 (ブランデンブルク州、1945年)、水上スポーツの用具の登記 (ザクセン・アンハルト州、1947年)、スポーツフィッシングフェライン等の解散 (ザクセン州、1948年) など水上スポーツに関わる規定がみられる。

### V. 結びに代えて

以上のように、本稿ではザクセン州以外の四つの州政府によって出されたスポーツに関する諸規定の内容を明らかにするとともに、ザクセン州のものも含めそれらを整理、検討した。

ここでは、ザクセン州のスポーツに関する諸規定だけではみえてこなかったどのようなことが本稿を通じてみえてきたのかということについて若干言及しておきたい。

第一は、諸州の法令集の性格とも関連するが、スポーツに関する諸規定が出された時期、数、内容には州によって類似、相違があることである。例えばザクセン州でみられた反ファシズム青少年委員会によるスポーツの助成などは他州ではみられないものであった。これらの相違、類似の理由については、冒頭で述べたように、各州政府のスポーツ政策主体の構造関係、各主体の意図及び変化から検討する必要がある。

第二は、ザクセン州でもみられたが、主に SMAD の諸規定に基づいて、戦前のスポーツに関連する組織の活動の禁止、解散、財産の差し押さえを実施しようとする動きが他のすべての州でも窺えることである。このことは敗戦前に存在したフェラインが形式的な解散のあと再組織し、存続することが許された西側3地区の状況と対置するものである。また、再組織が許可されることのなかったスポーツフェラインに代わるスポーツ共同体の登記に関する規定が1948年末から1949年初めにかけてブランデンブルク州を除く4州で主に内務省及び警察の主導で出されていることも明らかとなった。

第三は、ザクセン州ではみられない動きが1948年1月以後、テューリンゲン州、ブランデンブルク州、ザクセン・アンハルト州においてみられることである。一つは、教育機関を中心として青少年スポーツやヴァンデルンの助成、スポーツ施設の設置などをしようとする動きであり、もう一つは、設立当初から KPD の関与が強かった FDJ 及びその児童組織を州として援助しようとする動きである。教育機関の指導や青少年教育を一元化するために出された SMAD 最高司令官指令第156号 (1947年6月) に基づくこれらの動きは、戦後当初からのスポーツの非ナチ化、非軍事化とは異なる動きと考えられ、今後検討が必要であろう。

## 註及び引用

- 1) 星乃治彦、「東ドイツの興亡」、青木書店、1991年、48頁等を参照。
- 2) このことに関する最近の研究としては次を参照。Gallinat, K.: Der Aufbau und die Entwicklung von Körperkultur und Sport in der SBZ/DDR am Beispiel regionaler Entwicklungen im Land Brandenburg (Mai 1945-Juli 1952). Frankfurt am Main 1997, S.28-32. SBZで発せられたSMADの指令はACCの各種法令を一方的に具体化したものではない。むしろSMADの指令がACCの決定をしばしば先取りした事実はナチズムの一掃をはかった措置に即しても数例指摘できるとされる。このことについては次を参照。木戸衛一、「ソ連占領下ドイツにおける戦後改革の諸相」、「歴史学研究」、第600号、1989年、37頁。
- 3) クリストフ・クレスマン著、石田勇治・木戸衛一訳、「戦後ドイツ史1945—1955—二重の建国」、未来社、1995年、76～77頁。
- 4) 拙稿、「ソビエト占領下ドイツザクセン州におけるスポーツ改革に関する研究—ザクセン州法令集の分析を中心に—」、「体育史研究」、第15号、1998年、32～34頁。
- 5) 油井大三郎、中村政則、豊下楯彦編、「占領改革の国際比較」、三省堂、1994年、251～253頁。ブランデンブルク (Brandenburg) は1948年12月頃まではマルク・ブランデンブルク (Mark Brandenburg)、メクレンブルク (Mecklenburg) は1947年1月16日まではメクレンブルク・フォアポメルン (Mecklenburg-Vorpommern) という名称を法令集では使用している。
- 6) H.ヴェーバー著、齊藤哲・星野治彦訳、「ドイツ民主共和国史」、1991年、40～42頁。
- 7) 前掲書5)、253頁。
- 8) Wonneberger, G. (Hrsg.): Die Körperkultur in Deutschland von 1945-1961, Geschichte der Körperkultur in Deutschland. Bd. IV. Berlin 1967, S.19.
- 9) 前掲書4) を参照。
- 10) 次を参照。Nicklaus, H.: Vom Kommunalsport zum Deutschen Sportausschuß. Schorndorf 1982.
- 11) 次を参照。Mählert, U.: Die Freie Deutsche Jugend 1945-1949. Paderborn 1995.
- 12) Wonneberger, G.: Chronik des DDR-Sports. Teil I :1945-1949. In: Beiträge zur Sportgeschichte 1(1995), S.29.
- 13) このことについては例えば同上書32頁を参照。
- 14) Verordnung über die Säuberung der Verwaltung.
- 15) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.1., 6.10.1945., S.38.
- 16) Ibid., S.39.
- 17) Verordnung über die Bildung von antifaschistischen Jugendausschüssen.
- 18) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.2., 20.10.1945., S.32.
- 19) Ibid.
- 20) Ibid.
- 21) Ibid., S.33.
- 22) Ibid.
- 23) Ausführungsbestimmungen zur Verordnung über die Bildung von Jugendausschüssen.
- 24) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.2., 20.10.1945., S.33.
- 25) Ibid.
- 26) Ibid., S.34.
- 27) Ibid.

- 28) Zweite Ausführungsbestimmung zur Verordnung zur Säuberung der Schulen.
- 29) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.2/3/4/5., 16.2.1946., S.31-32.
- 30) Verordnung über die Neuregelung des Verein- und Genossenschaftswesens.
- 31) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.22., 1.6.1946., S.212.
- 32) Anordnung über die Auflösung von Sportfischergenossenschaften, Sportfischerpachtgemeinschaften und Angelervereinen.
- 33) GESETZ-UND VERORDNUNGSBLATT LAND SACHSEN, Nr.14., 12.6.1948., S.329.
- 34) Forst, W. u.a.: Studienmaterial zur Sportwissenschaft. Quellenauszüge zur Sportgeschichte. Teil II: 1945-1970 (DDR-Sport). Braunschweig/Magdeburg 1991, S. 8-9.
- 35) FDJ をスポーツの担い手とすることに SMAD が積極的に関与したことが最近の研究で明らかにされている。前掲書 2)、64 頁などを参照。
- 36) Verordnung über die Registrierung von Sportgemeinschaften.
- 37) GESETZ-UND VERORDNUNGSBLATT LAND SACHSEN, Nr.29., 10.12.1948., S.627.
- 38) Ibid.
- 39) Gesetz über die Reinigung der öffentlichen Verwaltung von Nazi-Elementen.
- 40) Regierungsblatt für das Land Thüringen, Nr.3., 4.9.1945., S.6-7.
- 41) Ibid., S.7.
- 42) Gesetz über die Sicherstellung und Enteignung von Nazivermögen.
- 43) Regierungsblatt für das Land Thüringen, Nr.9., 15.10.1945., S.35-38.
- 44) Verordnung zur Durchführung der Befehle Nr.124 und 126 des Obersten Chefs der Sowjet-Militär-Administration in Deutschland.
- 45) Regierungsblatt für das Land Thüringen, Nr.14., 13.12.1945., S.63.
- 46) Dokumente aus den Jahren 1945-1949. Um ein antifaschistische-demokratisches Deutschland, Berlin 1968, S.189-192., S.194-196.
- 47) Gesetz über Aufbau und Aufgaben der Jugendämter.
- 48) REGIERUNGSBLATT FÜR DAS LAND THÜRINGEN, Nr.13., 20.8.1948., S.89.
- 49) Landespolizeiverordnung über die Registrierung von Sportgemeinschaften.
- 50) REGIERUNGSBLATT FÜR DAS LAND THÜRINGEN, Nr.18., 17.12.1948., S.111.
- 51) 1. Durchführungsverordnung zum Gesetz über Aufbau und Aufgaben der Jugendämter vom 23. Juli 1948.
- 52) REGIERUNGSBLATT FÜR DAS LAND THÜRINGEN, Nr.3., 31.3.1949., S.23.
- 53) Jugendausschüsse bei den Jugendämtern.
- 54) Verordnungsblatt der Provinzialverwaltung Mark Brandenburg, Nr.1., 20.10.1945., S.18. なお、同命令は 1945 年 11 月 20 日に破棄された。
- 55) Aufhebung faschistischer Gesetze.
- 56) Verordnungsblatt der Provinzialverwaltung Mark Brandenburg, Nr.3., 30.11.1945., S.58-59.
- 57) Auflösung der Naziorganisationen.
- 58) Verordnungsblatt der Provinzialverwaltung Mark Brandenburg, Nr.3., 30.11.1945., S.60-61.
- 59) Fischerei und Wassersport.
- 60) Verordnungsblatt der Provinzialverwaltung Mark Brandenburg, Nr.14., 23.9.1946., S.296.
- 61) Durchführung der Direktive Nr.24 des Alliierten Kontrollrates.
- 62) Gesetz-und Verordnungsblatt der Provinzialverwaltung Mark Brandenburg, Heft 5., 6.3.1947., S.69-70.

- 63) Regierungsblatt für das Land Thüringen, Nr.10., 31.10.1946., S.73-82.
- 64) Verordnung über Aufbau und Aufgaben der Jugendämter.
- 65) Gesetz-und Verordnungsblatt der Landesverwaltung Brandenburg, Heft.2., 22.1. 1948., S.23-26.
- 66) Richtlinien für die Durchführung der örtlichen Erholung in den Kreisen.
- 67) Gesetz-und Verordnungsblatt der Landes Brandenburg, Heft.4., 21.2.1949., S. 62-63.
- 68) Volkskunstgruppen und Volksbildende Vereine.
- 69) Gesetz-und Verordnungsblatt der Landes Brandenburg, Heft.6., 21.3.1949., S. 110.
- 70) Ibid., S.110-111.
- 71) Gesetz zur Entnazifizierung von Personen, die seit dem 1.Januar 1919 geboren werden.
- 72) GESETZBLATT DER PROVINZ SACHSEN-ANHALT, Nr.7., 26.4.1947., S.60.
- 73) Polizeiverordnung zur Registrierung aller Wassersportfahrzeuge, Handkähne, Boote und Außenbordmotoren.
- 74) GESETZBLATT DES LANDES SACHSEN-ANHALT, Nr.17., 8.8.1947., S.131.
- 75) Amtliche Bekanntmachungen Minister des Innern.
- 76) GESETZBLATT DES LANDES SACHSEN-ANHALT, Nr.22., 15.10.1947., S.187.
- 77) Regierungsblatt für das Land Thüringen, Nr.1., 7.2.1947., S.2-5.
- 78) Regierungsblatt für Mecklenburg, Nr.20., 4.9.1947., S.187-188.
- 79) Anordnung über die Durchführung des Befehls Nr.156 der Sowjetischen Militär-Administration in Deutschland vom 20. Juni 1947 über die Überführung der Jugendämter in die Organe für Volksbildung.
- 80) GESETZBLATT DES LANDES SACHSEN-ANHALT, Nr.8., 15.4.1948., S.65.
- 81) GESETZBLATT DES LANDES SACHSEN-ANHALT, Nr.7., 15.3.1948., S.42.
- 82) Polizeiverordnung über die Registrierung von Sportgemeinschaften.
- 83) GESETZBLATT DES LANDES SACHSEN-ANHALT, Nr.4., 28.2.1949., S.51.
- 84) Erste Durchführungsbestimmung zur Anordnung der Landesregierung Sachsen- Anhalt vom 5.Februar über die Durchführung des Befehls Nr.156 der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland vom 20. Juni 1947 betreffend die Überführung der Jugendämter in die Organe für Volksbildung.
- 85) Zweite Durchführungsbestimmung zur Anordnung der Landesregierung Sachsen- Anhalt vom 5.Februar über die Durchführung des Befehls Nr.156 der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland vom 20. Juni 1947 betreffend die Überführung der Jugendämter in die Organe für Volksbildung.
- 86) GESETZBLATT DES LANDES SACHSEN-ANHALT, Nr.12., 10.6.1949., S.185-187.
- 87) Ibid., S.187-188.
- 88) Verordnung zur Durchführung des Gesetzes Nr.23 des Kontrollrats vom 10. April 1946 betr. Verbot militärischer Bauten in Deutschland.
- 89) Amtsblatt der Landesverwaltung Mecklenburg-Vorpommern, Nr.4., 12.8.1946., S. 80-81.
- 90) Gesetz Nr.4 zur Sicherung des Friedens durch Überführung von Betrieben (Eigentumskategorien) der faschistischen und Kriegsverbrecher in die Hände des Volkes.
- 91) Amtsblatt der Landesverwaltung Mecklenburg-Vorpommern, Nr.6., 14.9.1946., S. 98-100.
- 92) 1.Durchführungsverordnung zum Gesetz Nr.4 zur Sicherung des Friedens vom 16. August.
- 93) Regierungsblatt für Mecklenburg, Nr.4., 22.3.1947., S.26-28.
- 94) Regierungsblatt für Mecklenburg, Nr.15., 19.7.1948., S.124.

- 95) Verordnung über die Registrierung von Sportgemeinschaften.
- 96) Regierungsblatt für Mecklenburg, Nr.2., 1.2.1949., S.9.
- 97) Broszat.M/Weber.H.:SBZ-Handbuch, München 1990 等を参照。
- 98) 同指令には指令番号はなく、二つの新聞に掲載されたとされる。前掲書 11)、47 頁を参照。